

# 埼玉県コバトン健康マイレージ お申込みのご案内

■ ■ ■ ■ 担当者様がお申込み手続きを取りまとめ、歩数計を一括発送する場合 ■ ■ ■ ■

社員や加入者の方の「埼玉県コバトン健康マイレージ」参加申込手続きについて、担当者様がとりまとめて行う場合についてのご案内です。

歩数計は事務局から一括で発送いたしますので、お申込みされた方々は担当者様からお受け取りください。

## 【1】申込方法



**1** 申込書を記載いただき、担当者様へお渡しください。



**2** 担当者様が、参加を希望された方の申込書類をまとめて事務局へ送付します。



**3** 参加を希望された方の歩数計がまとめて担当者様へ届きます。



**4** 参加を希望された方は、担当者様から歩数計をお受け取りください。



## 【2】注意事項

「埼玉県コバトン健康マイレージ利用規約」をよくお読みいただき同意の上で、申込書を記載ください。



# 埼玉県コバトン健康マイレージ利用規約

この利用規約(以下「本規約」という。)は、「埼玉県コバトン健康マイレージ」において提供する全てのサービス(以下「本サービス」という。)について、本サービス参加者(以下「参加者」という。)が使用する際の条件を記したものです。参加者は、予め本規約に同意したうえで、本サービスを利用するものとします。なお、本規約は、第2条第5項に基づき改訂することがあります。本サービスを利用する際は、最新の本規約を参照してください。

## 第1条(定義)

この規約において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 参加者 本サービスを利用する全ての方をいいます。
- 事務局 埼玉県と本サービス運営の一部を委託された事業者による事業体制である埼玉県コバトン健康マイレージ運営事務局をいいます。
- 運営者 本サービスを構成するシステムを提供する事業者と事務局の総称をいいます。
- 参加自治体 埼玉県コバトン健康マイレージ事業に参加する市町村をいいます。
- 参加団体 埼玉県コバトン健康マイレージ事業に参加する事業者や保険者の総称をいいます。

## 第2条(ご利用条件)

- 参加自治体は、本サービスを利用して健康増進事業「健康長寿埼玉モデル(以下「埼玉モデル」という。))を実施している場合は、埼玉モデルへの参加も必要となります。その場合、参加者は本サービスの利用の同意をもって埼玉モデルに参加同意したものとみなします。
- 参加者は、宗教活動、政治活動などの目的で、本サービスを利用してはならないものとします。また、違法な、あるいは公序良俗に反する目的や用途のために本サービスを利用してはならないものとします。
- 本サービスは、運営者の都合により変更することがあります。また、災害、事故、その他緊急事態が発生した場合は、本サービスの全部又は一部を停止する場合があります。なお、事前の通知なく本サービスの内容等を変更、停止等したことにより、参加者又は第三者が損害を受けたとしても、運営者は一切の責任を負いません。
- 参加者は、本サービスを利用するために必要な通信機器、ソフトウェアその他これらに付随して必要となる全ての機器を、自己の費用と責任において準備し、利用可能な状態にする必要があります。また、参加者自身の費用と責任において、電気通信サービス又は電気通信回線を経由してインターネットに接続することとします。
- 本規約は、参加者に同意を得る場合のほか、次の各号のいずれかに該当する場合は改訂できるものとします。これにより本規約を改訂する場合は、埼玉県コバトン健康マイレージのホームページ(以下「ホームページ」という。)の規約の掲示を行うことにより、改訂日より発効するものとします。ただし、改訂は遡って適用することはありません。ホームページに掲示した旨は、埼玉県コバトン健康マイレージの協力店舗等に設置される歩数計データ読み取り機(以下「タブレット端末」という。)及びホームページの「お知らせ」に掲示して参加者に通知することとします。

- 本規約の改訂が、参加者の一般の利益に適合すると
- 本規約の改訂が、本規約に基づく本契約の目的に反せず、かつ、改訂の必要性、改訂後の内容の相当性、改訂の内容その他の改訂に係る事情に照らして合理的なものであると

## 第3条(個人情報収集・利用・提供)

- 本サービスでご提供いただいた個人情報は、すべて埼玉県、参加者が所属する参加自治体及び参加団体に所属し、埼玉県の監督のもと、埼玉県が事務局業務を委託した事業者(株式会社NTTドコモ)が管理します。
- 参加者は、本サービスの利用に必要な個人情報を提供していただきます。「個人情報」とは個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)をいいます。特定の個人を識別できない情報については、当該「個人情報」から除かれます。
- 埼玉県及び参加者が所属する参加自治体、参加団体は、本サービスで得た個人情報を本サービスに関する参加資格確認、通知、連絡、アンケート調査、商品の発送、埼玉モデルの実施、保健事業の実施に利用させていただく場合があります。また、その業務の実施のために委託した事業者に対し、情報を開示することがあります。
- 埼玉県が事務局業務を委託した事業者は、本サービスで得た個人情報を本サービスに関する参加資格確認、通知、連絡、アンケート調査、お問い合わせ(歩数計に関するものを除く)への対応、歩数計の調整、メルマガの送信及び商品の発送のほか、同意を得られたものに利用させていただきます。
- 埼玉県が事務局業務を委託した事業者は、本サービスで得た個人情報に関するお問い合わせや故障対応のため、発売元(オムロンヘルスケア株式会社)に提供することがあります。
- 埼玉県、参加者が所属する参加自治体、参加団体並びに埼玉県が事務局業務を委託した事業者は、本サービスで収集した個人情報、別途各参加者の同意を得た場合を除き本条の3項から5項までの用途以外に使用することはありません。
- 埼玉県、参加者が所属する参加自治体及び参加団体並びに埼玉県が事務局業務を委託した事業者は、本サービスから得た情報及びデータを個人が特定できない形で統計・分析等に利用することがあります。
- 国民健康保険の加入者は、本事業及び埼玉モデルの実施・検証のために、特定健康診査・保健指導の受診の有無及び医療費に関わる情報を、参加自治体若しくは参加自治体若しくはその業務を委託した者を通じて提供するものとします。
- 埼玉県コバトン健康マイレージアプリは、本コンテンツの提供のためにアプリに接続できます。当社はお客様が同意した場合、他のアプリに接続して情報を取得します。ご利用OS種別ごとの詳細な接続アプリ、取得情報を以下に記載します。  
(ア) iOSの場合、ヘルスケアアプリに接続し、歩数情報を取得します。  
(イ) Androidの場合、端末内歩数計センサーもしくはGoogleFitに接続し、歩数情報を取得します。GoogleFitからの情報取得は設定により停止することができます。

## 第4条(著作権、財産権その他の権利)

- 本サービスに含まれるコンテンツ及び他の財産権、商標、画像、デザイン等に関する著作権、商標権その他の知的財産権及びその他の財産権は、全て運営者又は正当な権利者に帰属しています。
  - 参加者は、本サービスの著作権等を侵害することはできません。従って、運営者は、本規約に従ってのみ、参加者の使用を許諾いたします。また、本サービスの全部又は一部を修正、改造し、これらに基づいて二次的著作物を創作することはできません。
  - 本規約に定めのない事項については、著作権法その他の知的財産保護に関する法律が適用されます。
  - 違反行為については、その違反行為を事務局が差し止める権利及び当該違反行為によって得た利益相当額を事務局の損害賠償額として請求することとします。
- ### 第5条(免責事項)
- 本サービスは、参加者自身の責任において利用していただきます。また、以下の各号に掲げる事項に予め了承するものとします。
- 運営者は、掲示された情報等については、いかなる保証もいたしません。また、掲示情報等によって参加者が生じた損害や参加者等同士のトラブル等について、一切の補償及び関与をいたしません。
  - 運営者は、本サービスからリンクされた第三者が運営するサイトに関して、いかなる保証もいたしません。
  - 運営者は、参加者が本サービスを使用できなかったことにより生じた損害について、いかなる場合においても、何等の責任を負いません。また、本サービスが、いかなる参加者の使用履歴のもとでも正確に動作する旨の保証はいたしません。
  - 運営者は、参加者が本サービスの利用中に生じた事故、怪我、疾病、障害等について、何等の責任を負いません。
- ### 第6条(有効期限)
- 本規約は、本サービスの運営が終了するまで有効です。
  - 参加者は、本規約に基づいて本サービスを利用できますが、参加者が本サービスの取扱いについて、著作権法その他の法令又は本規約の内容に違反したときは、運営者からの通知無く、利用を禁止するものとします。
- ### 第7条(本サービスの運営中止・変更・追加)
- 運営者は、1か月前の通知により本サービスの全部又は一部を終了することができます。また、運営者は、都合により、特段の通知承諾なく、本サービスの全部又は一部の内容若しくは仕様の変更又は追加を行うことができます。
- ### 第8条(参加者登録・変更・取消・退会)
- 参加者の資格条件参加者は参加申込を行う年4月1日現在において満18歳以上の方で、次のいずれかを所属として本サービスに参加登録を行うものとします。  
(ア) 参加自治体を所属とする場合参加自治体に在住又は在勤の方で、参加自治体が指定した者として  
(イ) 参加団体を所属とする場合所属する参加団体が指定した者として  
(ウ) 参加者登録時に歩数を測定する手段として、歩数計あるいはスマートフォンアプリである埼玉県コバトン健康マイレージアプリ(以下「コバトン健康マイレージ」という。)のうち、参加自治体及び参加団体が指定するものの中から選択することとします。  
(エ) コバトン健康マイレージのダウンロード及びご利用には別途パケット通信料がかかります。(アプリケーションのバージョンアップが正常に動作しないことにより再設定などで追加的に発生する通信料を含みます)
  - 参加者情報の変更届出  
(ア) 参加者は、住所等、登録内容その他事務局への届出内容に変更があった場合には、速やかに所定の方法(電話連絡等)で変更の届出をするものとします。  
(イ) 事務局は、前項により参加者に発生した損害、不利益等について、一切賠償する義務を負わないものとします。
  - 参加者資格の取消  
(ア) 参加者が本サービスの参加資格を失った場合、参加者登録時の記載事項に虚偽があった場合又はその可能性があることと事務局が判断した場合、その他参加者として不適切と判断した場合には、事務局は参加者に事前に通知することなく、その裁量により、参加者に対し本サービスの利用停止と歩数計の返却を求めるものとします。  
(イ) 事務局は、前項により参加者に発生した損害、不利益等について、一切賠償する義務を負わないものとします。
  - 参加者退会  
(ア) 参加者は、本サービスからの退会を希望する場合、所定の退会手続き(電話連絡等)で届け出をするものとします。  
(イ) 1人が複数の参加者登録を行った場合、一定期間利用のないアカウントについて、事務局は利用状況を確認の上、参加者に事前に通知することなく、その裁量によりサービスからの退会処理を行うことができるものとします。
- ### 第9条(歩数計の配付・管理)
- 歩数計は事務局から配付します。参加者は配送費用を負担する必要がありますが、参加自治体及び参加団体が個別に定め徴収する場合は除きそれ以外の費用負担は生じません。
  - 事務局から配付された歩数計は、参加自治体及び参加団体から参加者に貸与されたものとします。
  - 事務局から配付された歩数計は第三者への貸与、譲渡、販売、質入れその他の担保利用することを禁止します。
  - 事務局から配付した歩数計が故障・破損した場合、すみやかに事務局にご連絡ください。運営者が指定する保証期間内において、運営者側にて対応します。

- 事務局から配付した歩数計を紛失した場合、運営者による再配付は行いません。本サービスの利用継続を希望される場合は、まずは事務局にご連絡ください。利用継続に当たっては、コバトン健康マイレージをご利用いただくが、本サービスで使用している歩数計と同じ型番の活動量計を自己負担で購入していただく必要があります。
- 水没、落下による破損など、故意・過失による故障の場合は、自己負担で購入していただく必要があります。

## 第10条(歩数データの測定・収集)

- 歩数計参加者の歩数データは、タブレット端末に歩数計をかざすことで、付与されたポイントなどがホームページやコバトン健康マイレージアプリから閲覧できます。
- 歩数計の歩数データは本体内に42日間保存されます。保存期間を経過したデータは順次消去されますので、保存期間を経過する前にタブレット端末にかざしてデータ送信を行ってください。消去された歩数データに対するお問合せにはお答えいたしかねます。
- コバトン健康マイレージの活動量計参加者の歩数データは、アプリの送信ボタンを押下することで、ホームページやコバトン健康マイレージから閲覧できます。
- 1~3の規定に関わらず、第7条の定めにより本サービスの全部を終了した場合、終了日以降は歩数データの閲覧およびお問い合わせの対応はできません。

## 第11条(ポイント付与・管理)

- 埼玉県が付与するポイントは、1日当たりの歩数等に基づき付与されます。
- 参加者は、保有するポイントを他の参加者に譲渡又は買入れ、参加者間でポイントを共有することはできません。
- ポイントの有効期限は、毎年4月1日から翌年の3月31日までです。
- 事務局は、参加者が次の各号のいずれかに該当すると判断した場合、参加者に事前に通知することなく、参加者が保有するポイントの一部又は全部を取り消すことができます。  
(ア) 違法又は不正行為があった場合  
(イ) 本規約その他事務局が定めるルール等に違反があった場合  
(ウ) その他事務局が参加者に付与されたポイントを取り消すことが適当と判断した場合
- 事務局は、取消又は消滅したポイントについて何らの補償も行わず、一切の責任を負いません。

## 第12条(賞品の抽選)

- 埼玉県が付与するポイントについて事務局は抽選を行います。参加自治体及び参加団体が所属の参加者のみを対象に実施する抽選等(ポイントの引きかえ含む)については、実施主体である参加自治体及び参加団体が定める実施方法によります。
- 抽選は、事務局が開催する賞品の抽選において、保有するポイントを用いて一定の条件を満たした者が全員抽選に参加することができます。
- 抽選は、原則年4回開催されます。また、抽選の開催通知は、タブレット端末及びホームページの「お知らせ」に掲示して参加者に通知することとします。
- 賞品の抽選結果は当選者への賞品発送をもってお知らせします。当選者の場合は行いません。なお、タブレット端末及びホームページの「お知らせ」で抽選結果を閲覧することも可能です。第7条の定めにより本サービスの全部を終了した場合、終了日以降の閲覧はできません。
- 賞品は、参加者登録時に記入・入力された宛名(氏名・住所)に対して郵送されます。
- 当選者へ賞品を発送した際、長期不在を含む配送ができない状況にある際は、当選の権利を失却する場合があります。
- 抽選結果に関する参加者からのお問合せにはお答えいたしかねます。
- 当選された賞品は返品・交換できません。
- 当選の権利を譲渡、換金することはできません。
- 賞品の受領又は使用の結果発生した損害について、事務局は責任を負いません。

## 第13条(メールマガジン)

- 本サービスの参加者に対して、メールマガジン(メールマガジン関連の情報、告知、運営上の事務連絡に関する電子メールを含む)を配信できるものとします。メールマガジンは埼玉県コバトン健康マイレージに関する情報を掲載します。
- 参加者は随時、登録内容の変更やメールマガジン配信の停止を希望する場合、すみやかに所定の設定変更・配信中止の手続きを行います。

## 第14条(責任)

- 本規約における、運営者の責任を免責する規定は、運営者が民法上責任を負うべき場合において、通常発生すべき損害(逸失利益等を除くもの)とします。範囲で責任を負うものとします。
- 前項及び本規約における、運営者の責任を免責し、または責任を制限する規定は、運営者が故意または重大過失があったときについては、その規定を適用しないものとします。

## 第15条(一般事項)

本規約は日本法の適用を受け、日本法に基づき解釈されるものとします。また、本規約に関わる紛争の第一審の専属的管轄裁判所は、さいたま地方裁判所とします。

## 第16条(その他)

参加者は、本規約に定めのない事項について、別途当運営者の定めるところに従うものとします。

附則本規約は平成29年4月1日から実施します。  
附則本規約は令和2年4月1日から実施します。  
附則本規約は令和4年2月28日から実施します。  
附則本規約は令和4年4月1日から実施します。  
附則本規約は令和4年10月20日から実施します。  
附則本規約は令和5年4月1日から実施します。

参加登録・お問合せは

埼玉県コバトン健康マイレージ事務局

WEB・お問合せ <https://kobaton-mileage.jp/>

お！みんなのコバトン

☎ 0570-035810

住所 〒330-9091 さいたま新都心郵便局 私書箱159号

受付時間：月～土9:00～17:00  
※日・祝日、年末年始はお休み  
通話料金は発信者の負担となります。



令和5年4月